

山田地域住民自治協議会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い山田地域を形成していくことを目的とする。

(名 称)

第2条 この会を山田地域住民自治協議会（以下「協議会」という）という。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。
伊賀市平田644番地 山田地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は山田地域内とする。ただし、他の協議会と協力連携して活動する場合はこの限りではない。

(事 業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 人権・教育・文化活動
- (5) 産業・交流活動
- (6) 各区活動との連携に関する業務及び活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組 織

(会 員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 山田地域に居住する住民
- (2) 山田地域に住所を置く事業所
- (3) 山田地域住民で活動する団体
- (4) その他会長が必要と認める者

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
会 計	1名

監 事 2名
部 会 長 5名
事務局長 1名
顧 問 若干名

- 2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。
ただし、副会長1名は山田地区区長の代表とする。
- 3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 4 部会長は各部会において選出する。
- 5 顧問は運営委員会の承認を得て会長が委嘱することができる。

(役員職務)

第8条 協議会の役員職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行するとともに、それぞれ行政窓口事務、まちづくり計画推進事務を担当する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- 7 顧問は、協議会の要請があった場合は、会議に出席し意見を述べることができる。
- 8 部会長は、部会を総括し事業実施にあたる。

(役員任期)

第9条 前条の役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(会 議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び実行委員会（以下「会議」という）とする。

- 2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の委員の出席が無ければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するに当たっては、開催日時、場所、議題について事前に周知する事を原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長又は部会長会長の決するところによる。

(総 会)

第12条 総会は、役員、運営委員会委員、実行委員会委員、をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画。
 - (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意
 - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
 - (4) その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

- 第13条 運営委員会は、会長、副会長、会計、事務局長、区長及び各区から選出された者、並びに部会長で構成する。
- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
 - 3 運営委員会は、会長が招集する。
 - 4 会長は、運営委員会の議長となる。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(区長会)

- 第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づく施策の実施及び各区との連携に関する業務や活動のため、協議会に区長会を置く。
- 2 区長会は、各区選出の区長により構成する。
 - 3 区長会は、本条第1項の業務や活動のほか、市との「まちづくりに関する協定書」の締結業務を専ら実施する。
 - 4 区長は、協議会業務につき、その区を担当する。
 - 5 区長会には、区長会長を置く。
 - 6 区長会長は、区長会を代表し会務を総括する。
 - 7 区長会長に事故があるときは、その都度代行を選任する。

(実行委員会)

- 第15条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。
- 2 実行委員会に次の部会を置く。
 - (1) 健康・福祉部会
 - (2) 環境保全部会
 - (3) 防災・安全部会
 - (4) 人権・教育・文化部会
 - (5) 産業・交流部会
 - 3 部会員は、運営委員会の同意を得て、会員の中から次により選出する。
 - (1) 会員自らが部会を指定し、その活動に参加するもの。

- (2) 各区から実行委員に推薦されたもの。
- (3) 会長が会員の中から推薦するもの。
- (4) 区長
- (5) 地域内の各種団体から、会長が認める団体の代表者

- 4 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(部会の調整)

第 16 条 部会間の調整は運営委員会が当たることとする。但し部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

第 4 章 財 務

(会 計)

第 17 条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会 費)

第 18 条 会費は 1 戸 (1 事業所、1 団体等) あたり年額 500 円とする。

第 5 章 その他

(規約の変更)

第 19 条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解 散)

第 20 条 協議会の解散については、総会において出席者の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

設立当初の役員の任期は平成18年3月31日までとする。

附 則

改正規約は平成19年4月1日から施行する。

附 則

改正規約は平成20年4月1日から施行する。

附 則

改正規約は平成23年5月17日から施行する。